

PPP / PFI手法導入推進支援事業委託業務に関する質問回答

| 番号 | 種別 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|-------------------------------|---|--|
| 1 | 仕様書 | 5 業務内容 (1)プラットフォームの企画・運営支援 | 「プラットフォームの目的を達成するためのセミナー及びサウンディング(2回)、実践講座(1回)等の企画内容の検討を支援すること」とありますが、こちらは具体的に想定されている方はございますでしょうか。または「奈良県PPP/PFI推進勉強会及び官民交流会」のようなものを想定されていらっしゃるのでしょうか。一方で、実践講座等は自社内部の専門人材を活用してもよろしいでしょうか。 | 現時点で、企画内容について具体的な想定はしていません。 なお、セミナーや実践講座等の内容に応じた業務経験や知見を有している場合は、自社内部の人材を講師やファシリテーターとして活用していただくことも可能です。 |
| 2 | 仕様書 | 5 業務内容 (1)プラットフォームの企画・運営支援 | 「プラットフォームの活用促進等、県庁内での機運醸成に向けた資料作成等に協力すること」とありますが、こちらはこういった内容を想定されていらっしゃるのでしょうか。例えば、庁内でプラットフォームの活用ポイント並びにPPP/PFI周知の概要版を作成する等。 | 他地域のプラットフォームでの取り組み事例等についての情報提供や、PPP/PFI事業を実施する際のプラットフォームの活用方法の提案等を想定しています。 |
| 3 | 入札説明書 | 12. 開札 | 「この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。」とありますが、開札への現地での出席は必須という理解でよろしいでしょうか。 | 郵便入札の場合は、開札への出席は不要です。 |
| 4 | 入札説明書 | 18. 契約書作成の要否 | 契約書について、貴県のホームページに掲載されているひな型のうち、どのひな型を用いる想定かご教示いただけますでしょうか。また、ホームページで公表されていないひな型を用いる場合は、事前にデータをご提供いただくことは可能でしょうか。 | 契約書(案)については別添のとおりです。 |

PPP / PFI手法導入推進支援事業委託業務契約書

委託者 奈良県（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、「PPP / PFI手法導入推進支援事業委託業務」（以下「業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（目的等）

第1条 この契約は、PPP / PFI地域プラットフォームの企画・運営の支援を行うことを目的とし、甲は業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲が別に定める仕様書に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

（委託料）

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（履行期間）

第3条 業務の履行期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和7年3月21日までとする。

（履行場所）

第4条 業務の履行場所は、奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県総務部ファシリティマネジメント室 他とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約締結と同時に代金の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

（1） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

（2） 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券

（2） 銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。

（甲の検査監督権）

第6条 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。

（報告義務）

第7条 乙は、委託業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に甲が書面により要求した場合には、甲が求める時期及び内容で書面等により報告しなければならない。

2 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を甲に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約の締結によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合は、第三者の行為について全ての責任を負うこととする。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において履行期限又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査(以下「検査」という。)を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該成果物について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。

4 乙は、第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(委託料の請求と支払い)

第12条 乙は、成果物が前条第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項に基づく正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の実施に関し乙の責に帰する事由により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。

(著作権の譲渡)

第14条 委託業務にかかる著作物の著作権の帰属については、次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 乙は、委託業務終了後において、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作権の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、著作物をその使用のために改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(履行遅滞及び遅延利息)

第 15 条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、乙は、履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、委託料に年 10.75%の割合を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。

(契約の解除等)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙の責に帰する事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったと認めるとき。
 - (3) この契約締結後、乙が業務を受託できる資格がないことが判明したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して委託料を支払わず、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。
- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損害の賠償を請求することはできない。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。) に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第 6 号に該当する場合を除く。) において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第 18 条 乙は、甲から委託された業務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 3 前2項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 前3項の規定による義務に乙が使用する者が違反したときは、乙は、甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第20条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 奈良県奈良市登大路町 30

奈良県

知事 山下 真

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。